

岩手県告示第 522 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称          | 所在地                        | 指定年月日            |
|------------------|----------------------------|------------------|
| 渋民歯科クリニック        | 盛岡市玉山区渋民字泉田 67 番地 15       | 平成 18 年 8 月 16 日 |
| 孝仁さわやか訪問看護ステーション | 盛岡市中太田泉田 28 番地             | 平成 19 年 5 月 1 日  |
| 成田内科胃腸科医院        | 紫波郡矢巾町又兵エ新田第 8 地割 101 番地   | 平成 19 年 3 月 1 日  |
| 小松歯科医院           | 上閉伊郡大槌町大町 4 番 25 号         | 平成 18 年 8 月 1 日  |
| 川井村国民健康保険川井中央診療所 | 下閉伊郡川井村大字川井第 2 地割 169 番地 5 | 平成 19 年 6 月 1 日  |
| 川井村国民健康保険川井歯科診療所 | 下閉伊郡川井村大字川井第 2 地割 169 番地 5 | ”                |